

令和7年度いしかわの能楽魅力発信業務委託 仕様書

1. 事業目的

本県能楽文化の魅力を国内外に広く発信するため、石川県立能楽堂（以下「県立能楽堂」という。）見学者向け及び外国人観光客を対象に本県の能楽をPRする動画をそれぞれ制作するとともに、外国人向けの能楽体験イベントを企画・運営する。

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 委託業務

（1）県立能楽堂見学者向け動画の制作

対象者：県立能楽堂の見学者

内 容：能楽の概要と歴史の紹介

県立能楽堂の概要や歴史の紹介

本県における能楽の歴史や普及の経緯

本県能楽文化の特色 等

総再生時間：10分程度

制作本数：横型動画1本

（2）外国人観光客向け能楽PR動画の制作

対象者：外国人観光客

内 容：能楽の紹介や公演の様子

県立能楽堂で能楽体験をする外国人の様子

総再生時間：動画1本につき30秒～1分程度

制作本数：異なる内容の縦型動画を5本程度

（3）外国人向け能楽体験イベントの企画・運営

開催時期：令和7年11月～令和8年2月中に1回

会 場：県立能楽堂

参加者：県内大学に留学中の学生及び県内で活動中の国際交流員やALT

内 容：能楽の解説、各種能楽体験 等

4. 委託業務の概要

(1) 県立能楽堂見学者向け動画

県立能楽堂を訪れた見学者へ見せる動画として、能楽の解説や石川県における能楽文化の歴史、宝生流の普及の経緯、県立能楽堂の概要や歴史等を分かりやすくまとめ、理解を深めてもらうことで、能楽及び本県の能楽文化の魅力が伝わるよう創意工夫すること。

【制作動画の条件】

- ・総再生時間は10分程度とする。
- ・横型の動画とする。
- ・制作本数は1本とする。
- ・内容ごとにセクション分けを行い、必要に応じてセクション単体で映像を活用できるようにすること。

(セクションの例：「本県能楽文化の歴史」、「石川県立能楽堂の歴史」、「現在の能楽に関する取り組み」 等)

- ・日本語での字幕及びナレーションに加えて、英語の字幕またはナレーションを作成すること。

(2) 外国人観光客向け能楽 PR 動画

能楽の紹介や公演の様子、外国人が県立能楽堂で能楽を体験する様子などを動画にして、県立能楽堂公式 X やその他 SNS で発信することで、外国人観光客向けに本県の能楽文化の魅力や体験コンテンツを発信する。

【制作動画の条件】

- ・外国人観光客をターゲットとし、英語の字幕またはナレーションを作成すること。
- ・動画1本の総再生時間は、県立能楽堂の SNS 投稿に適した30秒から1分程度とし、内容の異なる縦型動画を5本程度制作すること。
- ・本委託業務の(3)で実施する「外国人向け能楽体験イベント」で撮影した映像を使用すること。
- ・今後は県立能楽堂職員が類似した PR 動画を自ら作成、投稿できるように、テンプレートの提供や作成方法の指導をすること。

(3) 外国人向け能楽体験イベント

本県の伝統文化に関心の高い外国人に、能楽を実際に体験できるイベントの機会を提供することで、本県能楽文化の魅力発信を図るとともに、県立能楽堂を外国人も気軽に能楽を体験し楽しめるスポットであることを発信する。

【イベントの条件】

- ・ 県内大学に留学中の学生及び、県内で活動中の国際交流員や ALT を対象とすること。
- ・ 必ず楽器や仕舞、狂言、能面着用などの能楽体験を実施すること。
- ・ 参加者は最大 20 人程度とすること。
- ・ 必要に応じて通訳スタッフを手配すること。
- ・ 本イベントは、本県を訪れる外国人観光客に対して、能楽を新たな観光コンテンツとするためのモデル的事業であることから、イベント参加者の意見やインバウンドに精通した専門家のアドバイスなどを取り入れたうえで分析を行い、今後の外国人観光客への効果的なアプローチ（新たな取組、既存イベントへの参加者増加策など）を提案すること。

5. 委託業務内容の詳細

(1) 県立能楽堂見学者向け動画制作

①動画の制作方針、構成の企画提案

- ・ 動画に盛り込む内容の提案
- ・ 出演者の提案
(能楽師は(公社)金沢能楽会より選出すること)
- ・ ナレーション役の提案
- ・ 撮影場所の提案

②事前準備

- ・ (公社)金沢能楽会との出演者調整、出演
- ・ ナレーション役への出演依頼
- ・ 出演者及びナレーション役との事前調整を踏まえた台本、資料作成
- ・ 撮影に必要な道具、装束等の手配
(県立能楽堂及び(公社)金沢能楽会へ依頼)
- ・ 撮影会場の手配、準備

③撮影・収録

- ・ 撮影当日の進行管理
 - ・ ナレーション収録の進行管理
- ※撮影は必要に応じて複数回実施する。

④編集・納品

- ・ 動画の編集
- ・ 日本語字幕及びナレーションの作成
- ・ 英語字幕またはナレーションの作成
- ・ 実行委員会及び能楽師への確認、修正作業

- ・制作物の納品

⑤報酬支払

- ・出演者への報酬支払

(2) 外国人観光客向け能楽 PR 動画制作

①動画の制作方針、構成の企画提案

- ・各動画のコンセプト、内容の提案
- ・出演者の提案（能楽師は（公社）金沢能楽会より選出すること）

②事前準備

- ・（公社）金沢能楽会との出演者調整、出演依頼
- ・出演者との事前調整を踏まえた台本及び資料作成
- ・撮影に必要な道具等の手配
（県立能楽堂及び（公社）金沢能楽会へ依頼）
- ・撮影会場の手配、準備

③撮影

- ・撮影当日の進行管理
- ※撮影は必要に応じて複数回実施する。

④編集・納品

- ・動画の編集
- ・必要に応じた字幕やナレーションの作成
- ・実行委員会及び能楽師、出演者への確認、修正作業
- ・動画データの納品

⑤動画作成指導

- ・動画テンプレートの作成、提供
- ・県立能楽堂職員に対する動画作成方法の指導

⑥報酬支払

- ・出演者への報酬支払

(3) 外国人向け能楽体験イベント

①イベントの企画

- ・イベントの実施内容の提案
- ・イベントの構成、流れの提案
- ・出演者及び参加者の提案

②事前準備

- ・日程調整、会場予約

- ・（公社）金沢能楽会との出演者調整、出演依頼
- ・参加者への参加依頼、動画出演に対する許可取り
- ・当日配布資料の作成
- ・会場設営
- ・当日運営スタッフの手配
- ・必要に応じて通訳スタッフの手配

③イベント実施

- ・当日の運営及び進行管理
- ・出演者及び参加者のサポート
- ・イベント中の記録写真撮影

④意見聴取・報酬支払

- ・アンケート等による参加者への意見聞き取りと分析
- ・インバウンドに精通した専門家への意見聞き取りと分析
- ・出演者及びスタッフへの報酬支払

<イベント運営に係る留意事項>

- ・使用する機材一式、スタッフ（会場設営・管理運営・受付業務等）は受託者で確保すること。
- ・必要な許可申請・届出等は、受託者が行うこと。
- ・会場設営・管理運営にあたっては、必要に応じて、委託者及び会場施設へ確認し了解を得ること。
- ・安全管理に万全を期すこと。万が一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において対応するとともに、速やかに委託者に報告すること。

6. 業務の進め方

- ・業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を契約後7日以内に提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- ・適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施すること
- ・業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連携を図り、進捗状況及び今後の進め方等を随時報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- ・委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。

7. 成果物の提出

（1）事業実施報告書

委託事業の制作物の概要及びイベントの実施結果、参加者アンケート等を

まとめた報告書を作成し、データで提出すること。

＜報告書に記載すべき主な事項＞

- ・制作動画の概要
- ・イベントの概要
- ・イベントの参加者数
- ・イベントの様子（写真等含む）
- ・参加者アンケート結果
- ・実施結果に基づく改善事項等

（２）制作動画

本委託事業にて制作したデータを以下媒体にて提出すること。

- ① 県立能楽堂見学者向け動画：データ及び DVD
- ② 外国人観光客向け能楽 PR 動画：データ
- ③ 動画作成用テンプレート：データ

8. 業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の一括委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

（２）守秘義務

受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報等の守秘事項を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（３）著作権等

- ・他者が著作権等の権利を有するものを使用する場合は、事前に、権利者から二次仕様を含む使用の許可、及び事後にも権利を主張しない旨の許諾を文書で得ておくこと。当該権利等に関し何らかの申出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処する。
- ・本業務における成果品に関するすべての権利は委託者及び県に帰属し、委託者及び県は無償で二次使用できるとし、使用にあたって著作物の加工が必要と判断した場合は受託者の許可なく加工できるとする。

9. その他

- (1) 委託契約金額には、動画及びイベント出演者の謝金・旅費、受託者の打合せ等に係る旅費のほか、通信費、燃料費、消耗品費等、業務に係る必要経費の一切を含む。
- (2) 委託業務の実施に当たって、契約書及び本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合には、委託者と協議の上実施するものとする。
- (3) 受託者は、業務の執行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えた時は、その責任を負うものとする。